

令和2年7月1日

都市再生特別地区に係る
さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部改正について

本市では、さいたま新都心駅周辺地域及び、大宮駅周辺地域が、都市再生緊急整備地域に指定され、各種のメリットを生かした都市開発が可能な地域となっております。

都市再生緊急整備地域において都市再生特別地区の提案制度が活用されることにより、本市が目指す東日本交流拠点都市に必要な都市機能の集積が期待できることから、都市再生特別地区の制度活用促進に向け、環境影響評価対象事業の規模要件が改正されました。

環境影響評価条例施行規則の改正

対 象 : 都市再生特別地区

規模要件

【改正前】

高層建築物
高さ:100m
大規模建築物
延べ面積:10万㎡



【改正後】

高層建築物
高さ:180m
大規模建築物
延べ面積:15万㎡

※都市再生特別地区の都市計画提案に際し、都市再生緊急整備地域の地域整備方針に整合した都市再生事業を伴うことや環境影響評価条例に準じた環境への配慮などが必要となります。詳細については、それぞれ下記の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

○都市再生特別地区について：都心整備課 都心整備係

TEL048-829-1577 FAX048-829-1937

○環境影響評価制度について：環境対策課 環境審査係

TEL048-829-1332 FAX048-829-1331